平成２２年（フ）第５１号
岩手県奥州市水沢区字寺領142番地３
債務者　高橋沙弥香
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９１０号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５－３－505
債務者　カンコ　ラケール　クダル
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００８号
埼玉県上尾市弁財２丁目４番４号　渋谷マンション202
債務者　大濱　松治
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３２号
埼玉県北本市栄７番地　３―18―102
債務者　内藤　則子
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５０号
さいたま市緑区大字大崎2949番地３
債務者　浅子　俊恵
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９０号
埼玉県新座市栄３丁目10番９号　栄ビル101号室
債務者　海老澤　宏
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０２号
埼玉県上尾市大字平塚2444番地49
債務者　渡辺富美子
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
埼玉県春日部市増富366番地７
債務者　神谷　尚邦
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
埼玉県吉川市木売３丁目２番地13飯田マンション301号
債務者　齊藤　勇治
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字黒野211番地コーポグリーン206号
債務者　加藤　祐子
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３８０１号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目６番９号みどりマンション202号
債務者　松浦　　香（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５０４号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目14番28号
債務者　青木　多恵
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５７４号
大阪市北区西天満５丁目13番12号東梅田レジデンス701号室
債務者　青野　明子
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５９３号
大阪市北区豊崎１丁目１番３号　小玉方
債務者　日開調査設計こと　内西　正儀
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７３３号
大阪市住吉区墨江４丁目５番９号
債務者　本門美智子
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１８９号
大阪市東住吉区南田辺２丁目９番12号
債務者　細見　善子
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２３６号
大阪府豊中市末広町３丁目１番６号
債務者　橋本　郁代
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３４０号
大阪府吹田市内本町３丁目34番44号
債務者　南　　利基
１　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部